

意見募集案件	第3次「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」(素案)について
担当課	市民環境部市民課 電話 011-372-3311 内 2305

意見募集期間	令和元年8月1日(木)から令和元年8月31日(土)まで
原案の公表場所(閲覧・配布)	◇市役所(市民課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、ふれあい学習センター ◇市ホームページ、広報北広島8月1日号(概要のみ)
意見の提出方法・提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか</p> <p>※近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</p> <p>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号を記入のこと (住所・氏名・電話番号の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>市民環境部市民課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-370-2380 電子メールアドレス: shimins@city.kitahiroshima.lg.jp ※添付ファイルは削除されますので、意見は本文に直接入力してください。</p>
検討結果の公表予定時期	令和元年9月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 現計画期間が令和元年度をもって終了することから、現計画を基本としつつ、犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取り組みの成果や課題などを踏まえた中で見直しを行い、第3次「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画(2020年度～2024年度)」を策定し、今後はこの計画に基づき、市民が安心して暮らせるまちづくりを総合的かつ計画的に推進することとします。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) すべての人々が安全で安心して生活することができる地域社会の実現を目指し、次の4点を基本的な考え方として取り組みを進めます。 ①自分の安全は自分で守る意識の醸成、②地域における防犯活動の推進、 ③見せる・見える防犯活動の推進、④犯罪の起きにくい環境づくり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 市民一人ひとりが自らの防犯意識を高め、犯罪を起こさないための環境づくりを市、市民、事業者、関係団体等が連携して進めることで、犯罪のない安全で安心な市民生活の実現を目指します。</p>
対象となる政策等の原案	別紙 第3次「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」(素案)
その他	寄せられた意見を参考に第3次「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画(案)」を作成し、計画の策定を進めます。